

佐倉市緑化要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の良好な自然環境を保全するとともに、都市緑化を推進し、緑豊かで潤いのある居住環境を創出して健康で文化的な市民生活を保持向上するため、開発事業等における緑化及びその保全について必要な事項を定めるものとする。

(緑化協定の締結)

第2条 別表第1に掲げる一団の土地（区域を拡張することにより同表に掲げる面積になるものを含む。）について開発事業等を行おうとする事業者は、当該一団の土地について、市長と緑化協定を締結するものとする。

- 2 市長と事業者が締結する緑化協定は、緑化協定書及び緑化計画書（別記様式）により行うものとする。
- 3 第1項に規定する一団の土地が千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）に基づく緑化協定の対象となる面積以上であるときは、千葉県知事を加えた三者により緑化協定を締結するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、事業者が国、県等の公的機関であって、当該一団の土地についてこの要綱の趣旨に適合した緑化が図られると認めるときは、当該事業者と緑化協定を締結しないことができる。

(緑化の基準)

第3条 緑化協定における緑化の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

(緑化の方法)

第4条 緑化協定による緑化の方法については、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 緑化の効用を最大限に發揮するよう常緑広葉樹林を中心として植栽し、樹林帯の幅を可能な限り広く確保すること。
- (2) 帯状又は群状に植栽すること。
- (3) 中低木を交えた群植を行うため、一団に区画された土地10m²につき、高木1本以上及び中低木10本以上を植栽すること。
- (4) 成木後の高さは、別表第3に定めるとおりとすること。
- (5) 表層土をできる限り確保し、必要に応じて土壤の改良など必要な措置を講じるとともに、環境立地に適した樹種の選定を行うこと。特に土地の北側の緑化にあっては、日照等を十分に考慮して樹種の選定を行うこと。
- (6) 緑化工事の完了後おおむね5年で樹林地を形成するようにすること。

(緑化の履行期限)

第5条 緑化協定締結者（市長と緑化協定を締結した事業者をいう。以下同じ。）

は、緑化協定を締結してから3年以内に緑化を完了させるものとする。

(管理責任)

第6条 緑化協定締結者は、植栽樹林等（植栽した樹林及び既存の樹林をいう。以下同じ。）の維持管理における責任の所在を明確にし、植栽樹林等に枯損等が生じたときは、樹木の植栽その他適正な管理を行うものとする。

2 緑化協定締結者は、緑化協定に係る土地を譲渡し、交換し、又は貸し付けたときは、その相手方に対し緑化協定の内容を遵守するよう求めるものとする。

(履行状況の確認)

第7条 市長は、緑化協定締結者に対し、緑化協定の履行状況について報告を求めることができる。

2 市長は、緑化協定締結者に対し、緑化協定の履行状況を確認するため実地において確認を求めることができる。

(履行の確保等)

第8条 緑化協定締結者は、緑化協定を誠実に履行しなければならない。

2 市長は、緑化協定の円滑な履行を確保するため、緑化協定締結者に対し緑化及びその保全について、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 市長は、緑化協定締結者が緑化協定に違反したときは、その履行を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月23日決裁25佐公第110号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の佐倉市緑化要綱に基づき緑化協定を締結した事業者が、当該緑化協定に定められた土地の区分、緑地の区域等を変更しようとするときは、この佐倉市緑化要綱に基づき市長と協議し、新たに緑化協定を締結するものとする。

別表第1

| 土地の区分 | 一団の土地の面積 | 備考 |
|--------------------|--------------------------|--|
| 工場用地 | 3, 000m ² 以上 | |
| 住宅用地 | 10, 000m ² 以上 | |
| その他の用地で市長が必要と認めたもの | 3, 000m ² 以上 | レクリエーション施設用地、観光施設用地、工業用地を除く流通基地用地その他これに類する施設用地をいう。 |

別表第2

| 土地の区分 | 用途地域等 | 緑化率 |
|--------------------|------------|-------|
| 工場用地 | 工業専用地域 | 10%以上 |
| | 工業地域、準工業地域 | 15%以上 |
| | その他の用途地域 | 20%以上 |
| 住宅用地 | | 10%以上 |
| その他の用地で市長が必要と認めたもの | | 10%以上 |

別表第3

| 区分 | 高木 | 中木 | 低木 |
|-----|--------|-----------------|----|
| 高さ | 4.0m以上 | 1.0m超 4.0m未満 | |
| 幹回り | 0.18m | 0.15m | |

別記

様式

緑化計画書

1 事業所名

2 地番

3 緑化率

4 緑化の方法

| | 既存樹木 | | | 植栽樹木 | | |
|----|------|----|----|------|----|----|
| | 樹種 | 樹高 | 本数 | 樹種 | 樹高 | 本数 |
| 高木 | | | | | | |
| 中木 | | | | | | |
| 低木 | | | | | | |
| 計 | | | | | | |

5 緑化の年次計画

| | 緑化面積 | 累積緑化率 | 植栽本数 | | | |
|------|------|-------|------|----|----|---|
| | | | 高木 | 中木 | 低木 | 計 |
| 既存緑地 | | | | | | |
| 年度 | | | | | | |
| 年度 | | | | | | |
| 年度 | | | | | | |
| 年度 | | | | | | |
| 年度 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

6 緑地の管理責任者

氏 名

電話番号

〈添付書類〉

位置図、土地利用計画図、土地利用現況図、緑化面積求積図及び緑化計画図